

## 物価高騰重点支援給付金(3万円/1世帯)のご案内

物価高騰重点支援給付金 **(1世帯あたり3万円)** は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を強く受ける住民税非課税世帯を支援する新たな給付金です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

### 給付金の支給時期

- 【1】は5月8日以降順次支給。
- 【2】は嘉手納町が確認書(または申請書)を受理した日から1か月後が目安です。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

【1】 「価格高騰支援給付金」(7万円)又は「物価高騰対策給付金」(10万円)を受給し、かつ令和6年度住民税**非課税**世帯

(定額減税前)

※世帯全員が課税者に扶養されている場合は対象外

【2】 令和6年度

「**住民税非課税世帯**」

(定額減税前)

※世帯全員が課税者に扶養されている場合は対象外

(【1】の世帯を除く)

**申請が不要です**

4月下旬頃振込日に関するお知らせを送付しております

※振込口座を変更したい方は、**手続きが必要です**

詳しくは裏面【1】へ

**申請が必要です**

申請期間：令和7年6月30日(月)まで  
※当日消印有効

4月中に確認書を送付いたします

令和6年12月13日時点で  
嘉手納町に住民登録のある  
【1】以外の住民税非課税世帯

詳しくは裏面【2】へ

支給手続や支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続

- 【1】** ・ 令和5年度「価格高騰支援給付金」 (7万円)  
・ 令和6年度「物価高騰対策給付金」 (10万円)  
のどちらかを口座振込で受給し、  
**かつ令和6年度住民税非課税世帯**(定額減税前)  
※世帯全員が課税者に扶養されている場合は対象外  
※**令和6年12月13日時点で嘉手納町に住民登録のある世帯が対象**

- 同じ口座に振込するため、振込日に関するお知らせを4月下旬以降に順次発送予定です。(振込については5月8日以降順次支給)  
「物価高騰重点支援給付金【3万円】の支給について(お知らせ)」が届いた世帯は、**申請等の手続は必要ありません。**
- **振込口座を変更又は辞退の希望の方のみ4月23日(水)まで【必着】**  
に手続が必要です。必ず福祉課までご連絡ください。  
(福祉課窓口にて申請書配布又はホームページでもダウンロード可能です)  
※振込口座の変更を希望した場合、変更書類を受理した日から1か月後  
が、振込の目安となります。

- 【2】 令和6年度住民税非課税世帯**(定額減税前) (【1】の世帯を除く)  
※世帯全員が課税者に扶養されている場合は対象外  
**申請期限：令和7年6月30日(月)まで【当日消印有効】**

**① 世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から嘉手納町にお住まいの場合**

- 対象となる世帯には、**4月中**に給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容を確認して、嘉手納町に**返信してください。**

**② 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に  
嘉手納町役場福祉課窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の  
**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などを名乗る不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ



嘉手納町役場 福祉課社会福祉係

**T E L 098-956-1111(内線128)**

受付時間 平日 午前9時～午後5時まで(土、日、祝日除く)